

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 平成20年4月1日
- 3 契約の金額 16,231千円を上限とする額
- 4 契約の相手方 岡山市関263番地の17
河村英紀(弁護士)
- 5 契約要領 岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)に準拠

(参考)

地方自治法抜粋

(包括外部監査契約の締結)

第252条の36 次に掲げる普通地方公共団体(以下「包括外部監査対象団体」という。)の長は、政令の定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

一 都道府県

二・三 略

2～7 略

県民局・支局の再編について

平成21年4月の地域庁舎においては、現地で行う必要がある県施設の管理や災害・危機管理などの業務について実施することとしているが、今後、再編完了に向けて、以下により支局体制における課題等について検討を行う。

1 主な課題

- ・危機管理体制の構築
- ・保健所のあり方の見直し
- ・岡山市の政令指定都市への移行
- ・入札制度改革の取組
- ・庁舎関係（県民局執務スペースの確保、支局空きスペースの有効活用等）
- ・その他、県民局・支局体制における課題 等

2 「県民局・支局の再編に関する連絡会議」の設置(H20.2)

(1) 目的

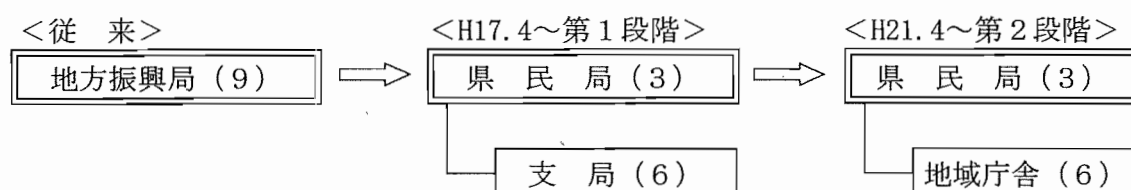
全庁的な共通認識のもとで取組を進め、来年度の早い時期に、支局体制の検証、再編の方向性、県民局及び地域庁舎の業務・組織のあり方等について明らかにする。

(2) 構成

総務部次長、企画振興部次長、本庁主管課長、県民局総務課長、支局総務室長等

(参 考)

1 再編の進め方 - 2段階の見直し -



2 地域庁舎で実施する業務

- ア 災害・危機管理への対応
- イ 現場における業務実施の効率性確保
- ウ 県民サービスの確保
- エ 県道等県が管理すべき施設の維持管理・補修